

道 路

〔1〕 歩道

●基本的考え方●

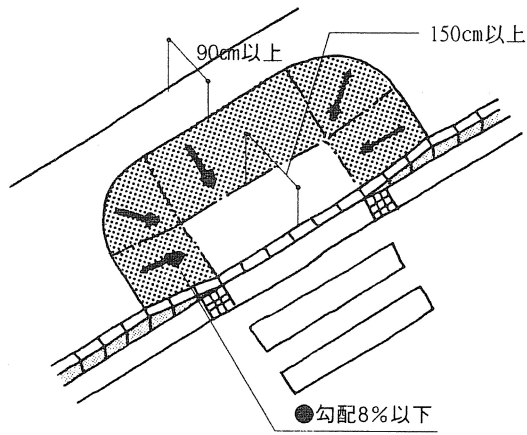
道路は都市基盤施設としてさまざまな機能を持っているが、特に福祉のまちづくりの観点からは、安全で使いやすい歩行者空間としての機能の整備を図る必要があります。

歩行者の通行動線の連続性の確保により、目的地へ確実に到達できるとともに、通行動線の各所において、高齢者や障害者等の歩行の安全性と快適性に配慮する必要があります。

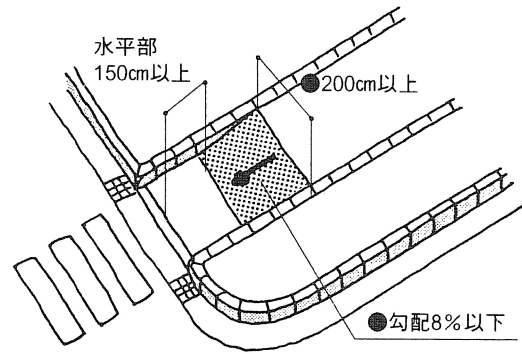
項 目	●通常の整備基準	整備基準の解説
(1) 表面仕上げ	歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 ●(1) 表面は、滑りにくく、かつ、平坦なものとする	
(2) 幅員	●(2) 幅員は、200センチメートル以上とすること。	⇒「幅員 200cm」とは、車いすどうしが円滑にすれ違える寸法である。
(3) 段差の切り下げ	●(3) 次に掲げる部分の車道との段差は切り下げ、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとする こと。 ア 歩道の巻き込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 ウ 横断歩道が中央分離帯を横切る部分	⇒切り下げた部分の車道との段差は 2cm 以下とする。 ⇒横断歩道箇所における中央分離帯と車道のすりつけは、段の必要性がないため縁石で区画し、同一高さですりつけるものとする。
(4) 切り下げ部の勾配	●(4) 段差の切り下げ部分の勾配は、8パーセントを超えないこと。	
(5) 溝ぶたの構造	●(5) 歩道の幅員内に排水溝を設ける場合は、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	⇒「つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造」の溝ぶたとは、穴の大きさが、円形の場合は 2cm 以下とし、格子型の場合は長さが 10cm 以下、幅が 1.5cm 以下のものをいう。
(6) 視覚障害者対応	●(6) 視覚障害者の歩行が多い歩道及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	⇒具体的な設置方法については「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」第 34 条を参照
(7) 積雪時の配慮	●(7) 歩行者の特に多い歩道にあっては、除排雪しやすい構造とすること。	

<歩道>

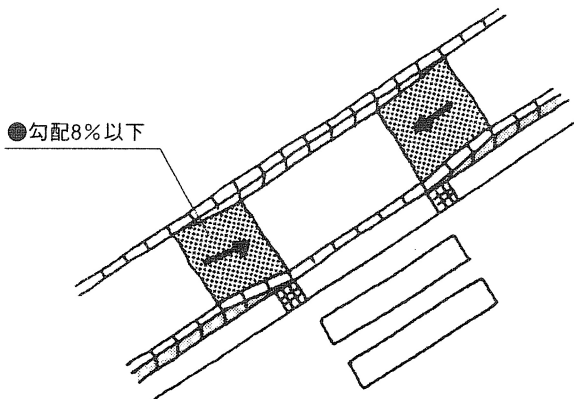
●歩道が横断歩道と接する部分の切り下げ



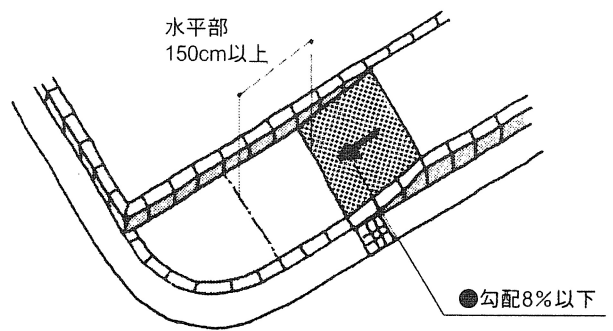
●歩道巻き込み部分の切り下げ



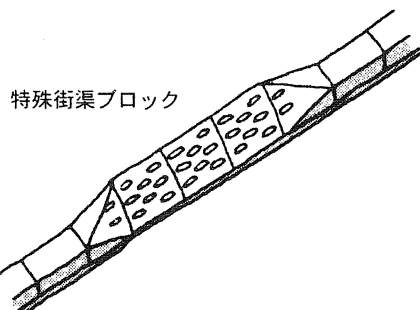
●歩道が横断歩道と接する部分の切り下げ



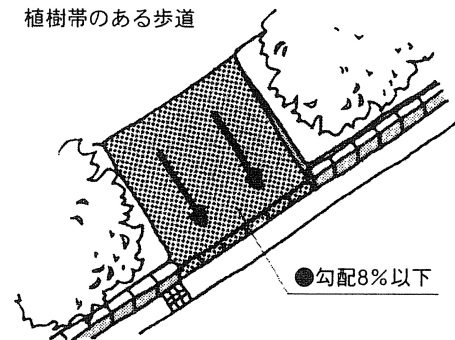
●歩道巻き込み部分の切り下げ



植樹帯のない歩道



植樹帯のある歩道



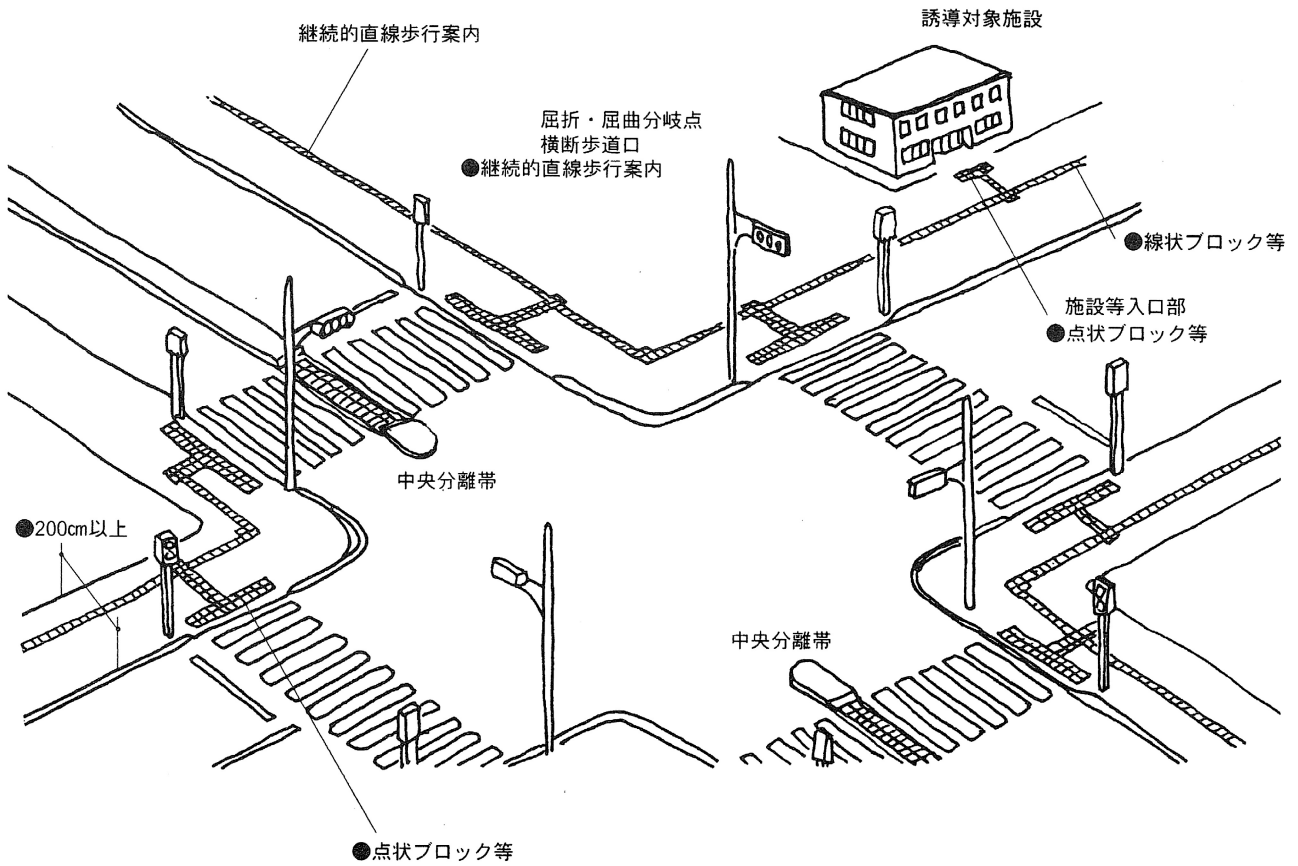
(視覚障害者誘導用ブロックは省略してある)

- ：通常の整備基準 ○：誘導基準 無印：計画・設計上の配慮事項
- ★：移動等円滑化経路の整備基準

■計画・設計上の配慮事項■

歩車道の分離	<p>①歩行者の安全を確保するために歩道と車道は分離する。ただし、車両がほとんど走行しないか、又は、わずかな走行で、かつその走行速度が遅い道路などにおいて、他に安全対策が施されている場合を除く。</p> <p>②歩道と車道の区分は、縁石、ガードレール、植樹帯などにより明確に行う。</p>
視覚障害者誘導用ブロック	<p>①視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。</p>
有効幅員	<p>①自転車歩行者道の有効幅員は、原則として300cm以上とする。</p> <p>②標識柱、街灯柱などの整理統合などにより有効幅員をできるだけ広げる。</p> <p>③冬期積雪時における除雪のため堆雪スペースを設け、有効幅員が狭められないようにする。</p>
歩道の切り下げ	<p>①冬期間の圧雪状態を考慮し、切り下げによって生じる勾配は、5%とするなど緩勾配とすることを考慮する。</p> <p>②すりつけ勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。</p> <p>③すりつけの勾配部分については、冬期積雪時においても滑りにくい仕上げ及び材質とする。</p>
排水樹	<p>①歩車道境界には、水が溜まらないように街渠樹の設置位置及び周辺の勾配に配慮する。</p>
その他	<p>①冬期においては、除雪・排雪の方法に即して、歩行に支障のないような分離方法を考慮する。</p> <p>②横断歩道付近で信号待ちによる歩行者の滞留が見込まれる場合等は、必要に応じて歩行者の滞留スペースを設ける。</p> <p>③(1)高齢者、障害者等がよく利用する施設及び駅、バス停留所などを結ぶ道路、(2)道路に沿って公共施設、商店などがあり、その利用頻度が高い道路、(3)既存道路のうち、少しの改良により、さらに安全性が高まる道路、(4)災害避難路などの道路について、連続性に配慮してネットワーク整備を行う。</p> <p>④高齢者、障害者等は一定距離以上連続して歩行することが体力的に困難であるため、動線上に休憩できる場を設ける。</p>

<交差点における視覚障害者誘導用ブロックの設置例>



- : 通常の整備基準 ○ : 誘導基準 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

道路

〔2〕 立体横断施設

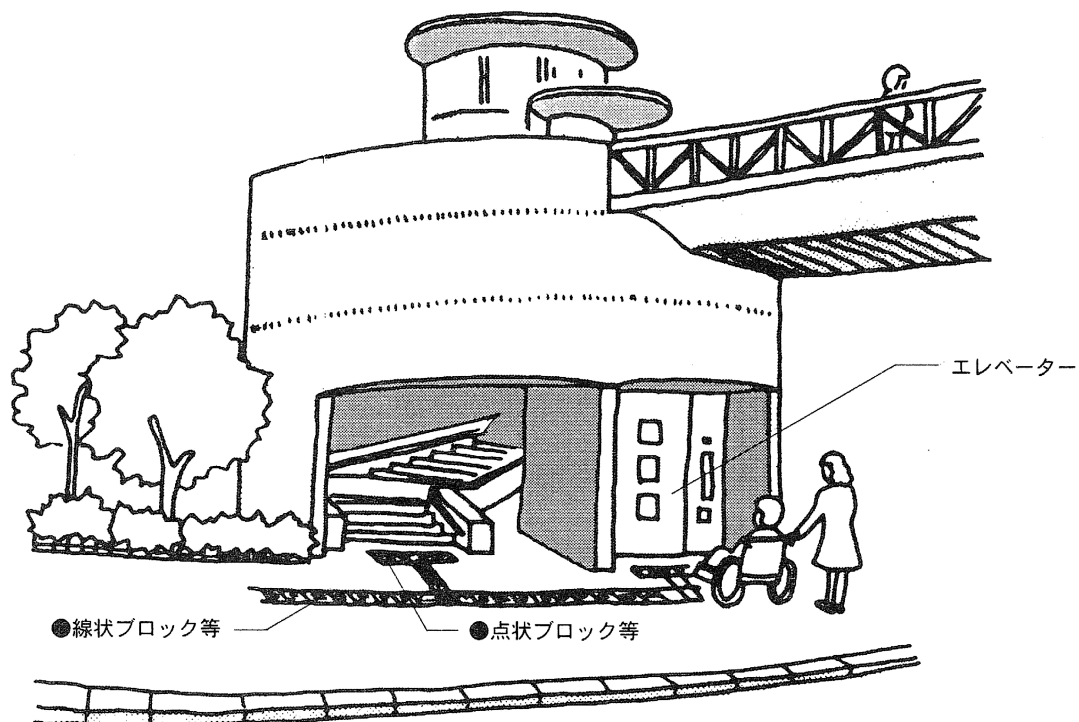
●基本的考え方●

地下横断歩道や横断歩道橋等の立体横断施設は高齢者、障害者等にとっては利用しにくいものですが、交通安全の確保の観点からはきわめて確実な施設です。

■計画・設計上の配慮事項■

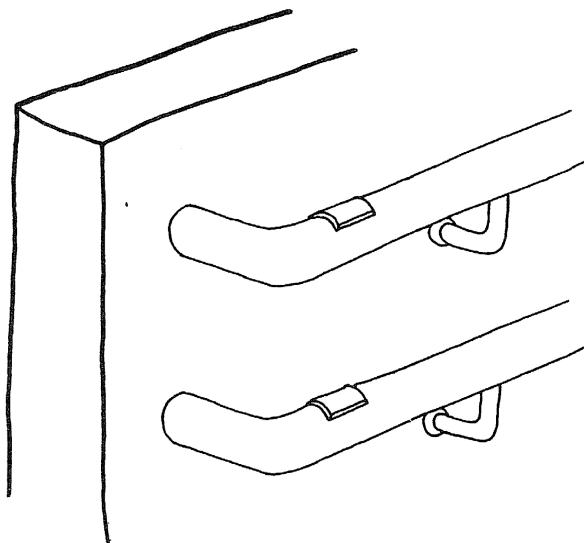
構造	①立体横断施設の構造は「立体横断施設技術基準」（昭和53年都市局長・道路局長通達）による。
幅員	①立体横断施設設置後の歩道の残存幅員は、原則として2m以上とする。
手すり	①階段、斜路および踊り場には手すりを2段（高さ75～85cm及び高さ60～65cm程度）を設ける。 ②階段等以外の部分にも必要に応じて手すりを設ける。 ③端部および要所には、現在位置などを点字で表示する。
階段	①階段の仕様等については、「建築物〔7〕 階段」の項に定める基準に準ずる。
昇降方式	①横断歩行者数が多い場所（例えば駅前広場）では、高齢者、障害者等の利用を考慮して、エレベーター、エスカレーターなどの昇降施設を設置する。
その他	①夜間の人の通行が多い場所にあつては、夜間に安心して利用できるように照明を設ける。特に、地下歩道にあつては、足元まで明るくなるように配慮する。 ②地下横断歩道の出入口などには、必要に応じ行き先などを明記した案内板を設置する。視覚 ③障害者の利用が多い場合は、点字案内板を設置する。 ④冬期間における転倒防止のため、歩道橋の平坦部と階段部分及び地下歩道の出入口の階段部分には、ロードヒーティングを敷設する。

<エレベーターを設置した横断歩道橋の整備例>



<2段式手すりの点字表示>

点字又は記号による表示
(歩道橋名、施設案内、設置場所等)



- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準



〔1〕 出入口

●基本的考え方●

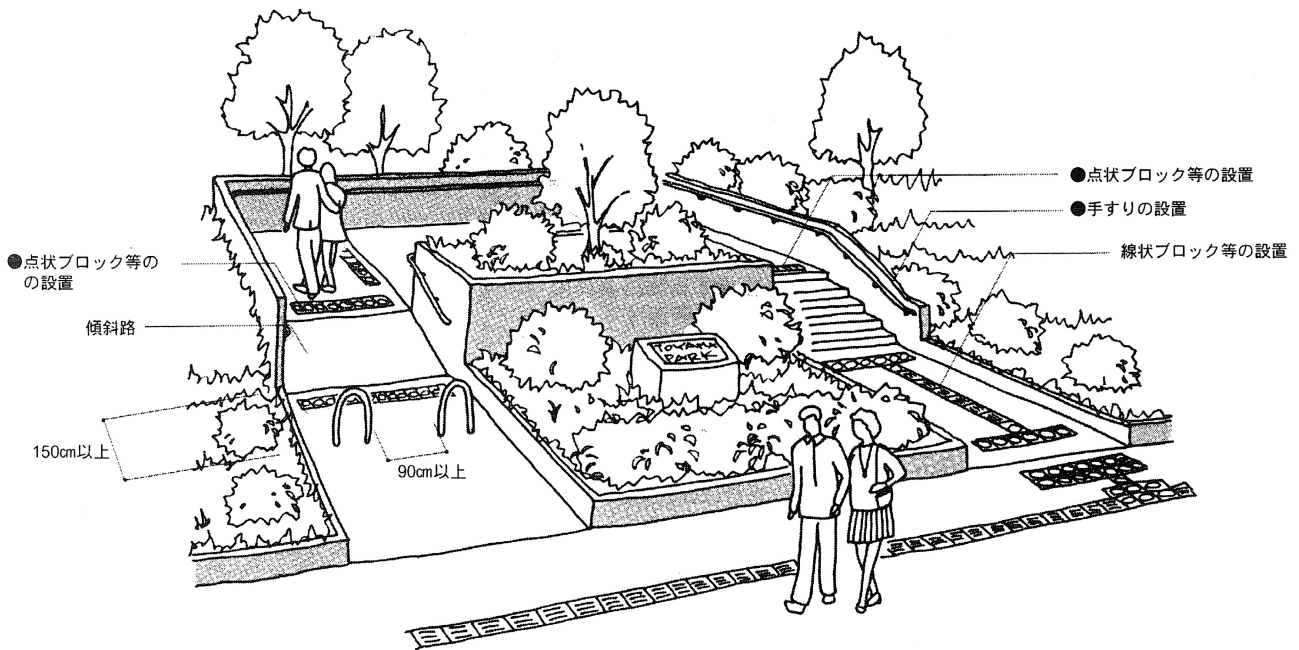
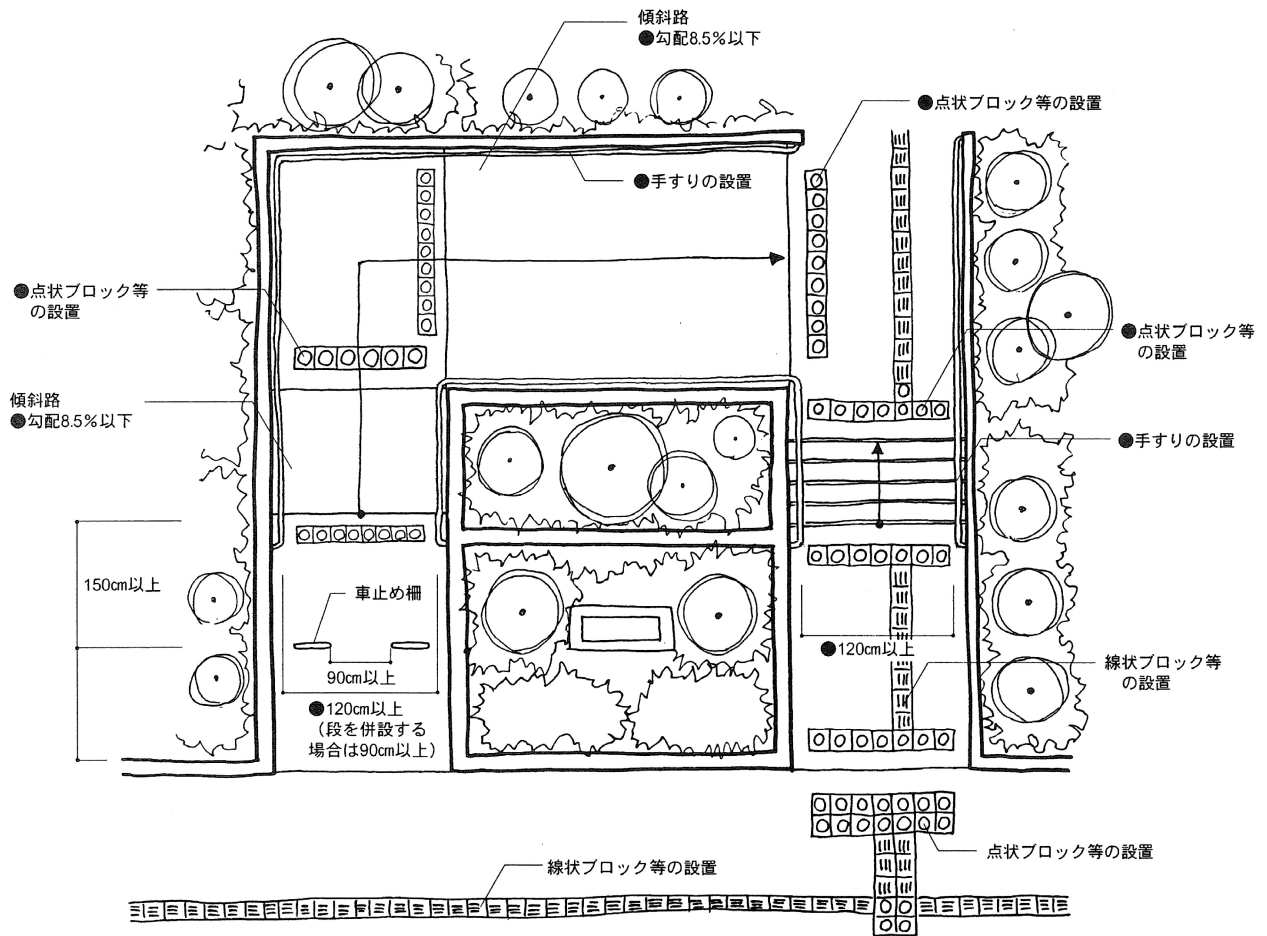
公園の出入口は、車いす使用者が円滑に通過できなければなりません。建築物と異なりさまざまな形態がありますが、地形的な条件に十分配慮し、適切な整備を行う必要があります。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
(1) 幅員	<p>利用者の用に供する公園の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>●(1) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p>	⇒「内法120cm」は車いすの通行幅の90cmに、人が車いすと出会ったときに横向きになってやり過ごす30cmの幅を加えたもので、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。
(2) 床面	●(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	⇒「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、高低差が1cm程度以下で丸味を持たせた段以外のものをいう。

■計画・設計上の配慮事項■

幅員	<p>①車止め柵を設ける場合は、90cm以上の間隔で設置する。</p> <p>②車止め柵の前後に150cm以上の水平部分を設ける。</p>
表面仕上げ	①表面は、雪や雨にぬれても滑りにくく、平坦な仕上げとする。
表示	<p>①自転車・オートバイ等の出入りを禁止する場合は、その旨表示する。</p> <p>②出入口が直接車道に接する場合は、視覚障害者誘導用ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示する。</p>

<公園の出入口>



- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準



2 園路

●基本的考え方●

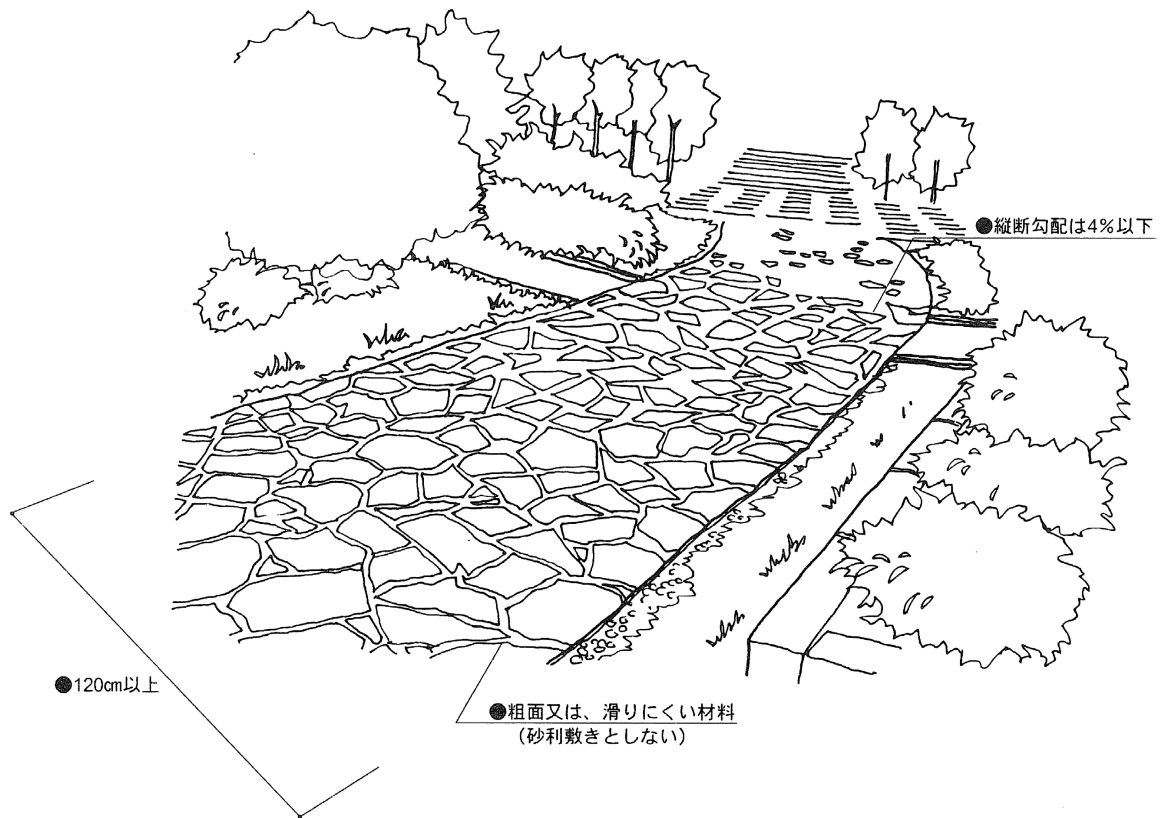
出入口から園内の主要施設にいたる園路は、敷地の形状を考慮し、車いす利用者や視覚障害者の利用に配慮した主要動線を、少なくとも1以上確保する必要があります。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
(1) 表面仕上げ	●(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	⇒「建築物[6] 敷地内通路」の項を参照 ⇒「建築物[7] 階段」の項を参照
(2) 幅員	●(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。	
(3) 勾配	●(3) 縦断勾配は、原則として4パーセントを超えないこととし、最大縦断勾配はやむを得ない場合でも8パーセントを超えないこと。	
(4) 水平部分の設置	●(4) 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中で150センチメートル以上の水平部分を設けること。	
(5) 溝ぶたの構造	●(5) 園路を横断する排水溝を設ける場合においては、溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	
(6) 段の構造	●(6) 段を設ける場合においては、当該段は、「建築物[7] 階段」の項(1)から(4)までに定める構造に準ずるものとする事。	
(7) 傾斜路等の構造	●(7) 園路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。 イ 縦断勾配は、8パーセントを超えないこと。 ウ 傾斜路には、必要に応じて手すりを設けること。 エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。 オ 傾斜路（その踊場を除く。以下このオ及び(8)において同じ。）は、その踊場及び当該傾斜路に接続する園路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事。	
(8) 点状ブロック等	●(8) 段及び傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。	

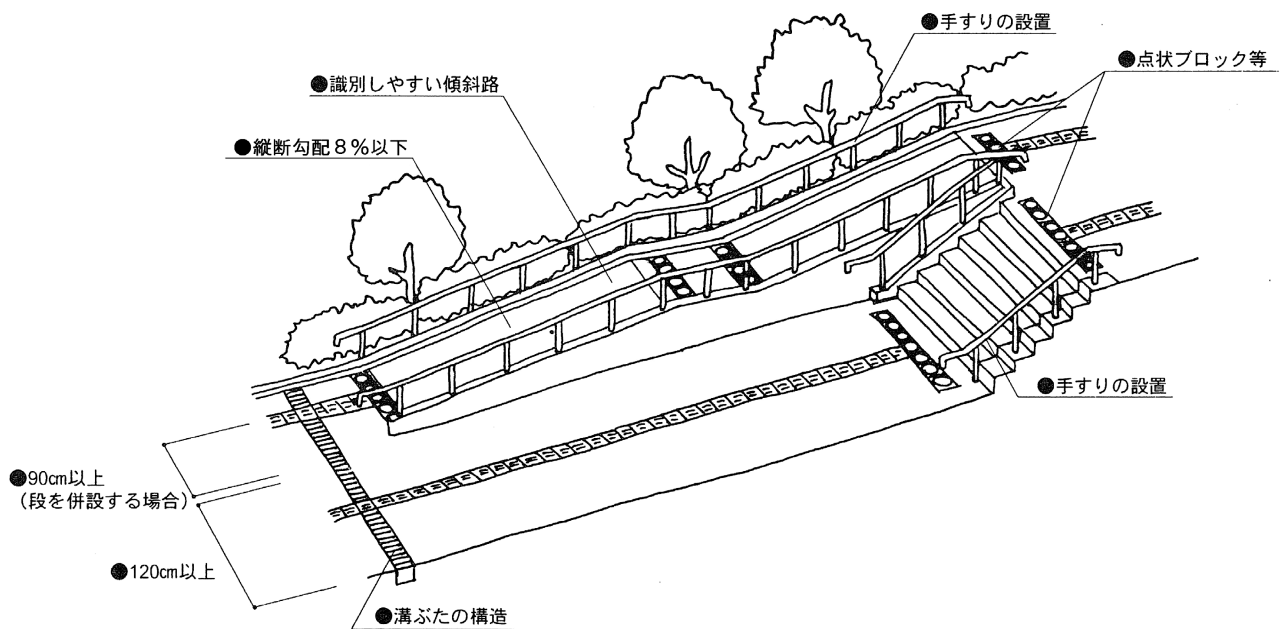
■計画・設計上の配慮事項■

幅員	①車いすどうしがすれ違う場合は、180cm以上確保する。
勾配	①横断勾配は水勾配程度とし、可能な限り水平とする。
舗装	①園路の舗装面には砂利敷を用いない。 ②格子蓋・グレーチング・マンホール等は、園路と同一レベルに設ける。

<園路>



<園路に設けられる階段・傾斜路の整備例>



- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準



3 案内表示

●基本的考え方●

高齢者、障害者等が目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、障害の特性に応じた案内板等の表示により、適切な情報提供を行う必要があります。また、案内板等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の妨げとならないよう配慮する必要があります。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
案内表示	●案内板等を設ける場合においては、主要な案内板等を高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものとすること。	⇒「建築物[11] 案内表示」の項を参照

■計画・設計上の配慮事項■

「建築物[11] 案内表示」に準じる。

4 駐車場

●基本的考え方●

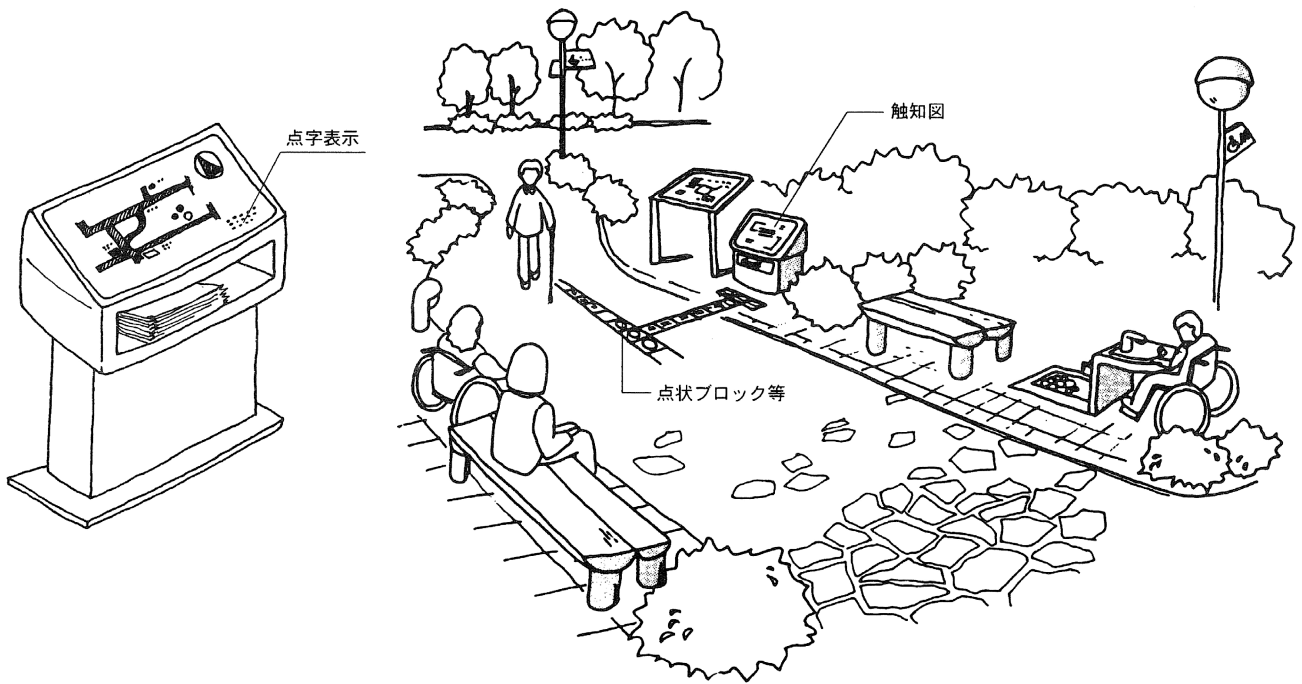
自動車は高齢者、障害者等の移動手段としてきわめて重要です。車いす使用者が出入りできる出入口のなるべく近くに、車いす使用者が利用できる駐車場を設ける必要があります。

項目	●通常の整備基準	整備基準の解説
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ●(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。 ●(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 幅は、350センチメートル以上とすること。 ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 	⇒「建築物[12] 駐車場」の項を参照

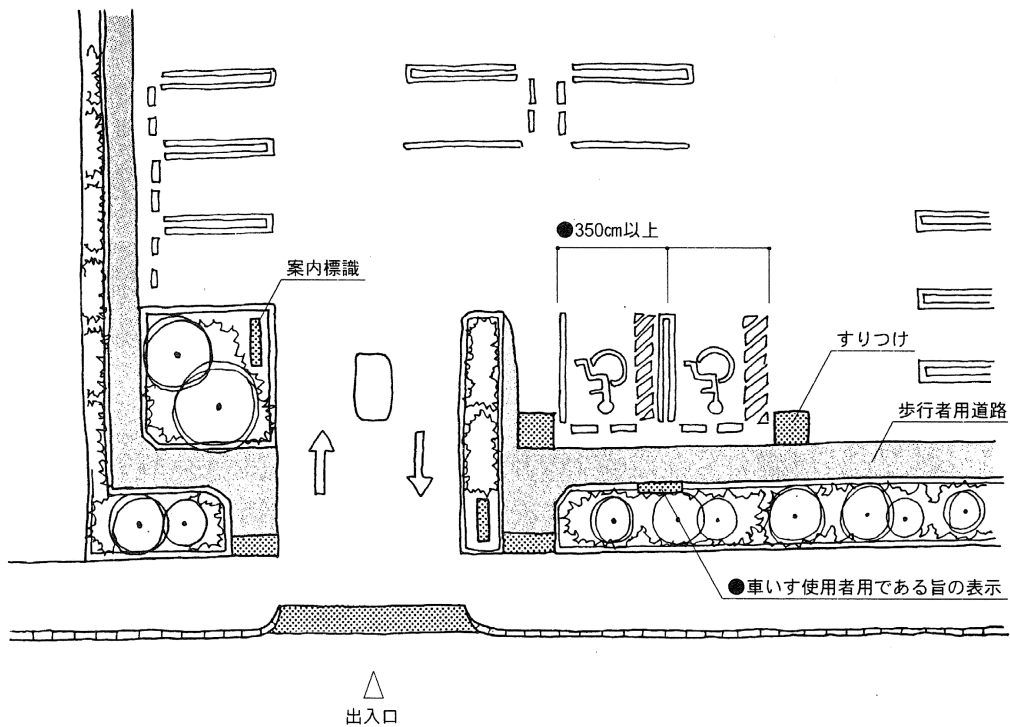
■計画・設計上の配慮事項■

「建築物[12] 駐車場」に準じる。

<案内表示>



<駐車場>



- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

